

平成23年度

奈井江町体育館 指定管理者募集要項

平成23年11月1日

奈井江町

1 施設の概要

施設の名 称	奈井江町体育館
施設の所在地	奈井江町字奈井江748番地118
施設の概要	施設の内容：アリーナ、トレーニング室、幼児プレイルーム 格技室、会議室、放送室、更衣室（シャワー室） テニスコート（夜間照明付）外 施設の見取図：資料1のとおり

2 申込資格

- (1) 団体であること。
- (2) 団体又はその代表者が次の事項に該当しないこと。
 - ア 法律行為を行う能力を有しない者。
 - イ 破産者で復権を得ない者。
 - ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167号の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定により、本町における一般競争入札等の参加を制限されている者。
 - エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により指定の取消しを受けたことがある者。
 - オ 指定管理者の指定を管理の委託とみなした場合に、地方自治法第92条の2、第142条（同条を準用する場合を含む。）又は第180条の5第6項の規定に抵触することとなる者。
 - カ 国税及び地方税を滞納していない者。
- (3) 申込締切日から起算して1年以上町内に事務所又は事業所を有する団体であること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体でないこと。

3 申込受付期間及び受付時間

- (1) 申込期間
平成23年11月1日（火）から平成23年11月21日（月）まで
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
- (2) 受付時間
午前8時30分から午後5時まで

4 申込書類

- (1) 申込書（様式1）
- (2) 申込資格を有していることを証する書類

申込資格		書類の内容
2(1)	法人の場合	・法人登記簿の謄本 ・団体の定款、寄附行為又はこれに相当する書類
	非法人の場合	・団体の規約
2(2)ア及びイ	法人の場合	不要
	非法人の場合	・代表者の身分証明書
2(2)ウ及びエ		・2(2)ウ及びエに該当しない旨の申立書（様式2）
2(2)オ	国 税 及 び 地方税	納税義務がある 場合
		納税義務がない 場合
		・納税証明書（この要項の配布開始日以降に交付されたもの） ・その旨を記載した申立書（様式2）
2(3)		・上記2(1)の書類と同じ

注 2(3)の申込資格の確認に当たっては、上記の書類と併せて町の税務担当課に提出されている「法人設立設置届出書」によるものとします。申込みをした団体については、申し込んだ時点で指定管理者選定事務担当者が上記書類を閲覧することに同意したものとみなします。

- (3) 管理業務の計画書（様式3）
- (4) 管理に係る収支計画書（様式4）
- (5) 団体の経営状況を説明する書類
 - ・前事業年度の収支（損益）計算書又はこれらに相当する書類（既に財産的取引活動をしている団体のみ）
 - ・前事業年度の貸借対照表及び財産目録又はこれらに相当する書類（作成しているもののみ）
 - ・現事業年度若しくは翌事業年度の収支予算書又はこれらに相当する書類（既に財産的取引活動をしている団体及び新たに体育館の管理業務以外の事業を開始する団体のみ）
- (6) 団体の活動内容等を記載した書類
 - ・事業報告書（作成している場合のみ）
 - ・役員名簿及び組織に関する事項について記載した書類又はこれらに相当する書類

5 管理運営の考え方

(1) この施設の性格

昭和57年に体育館を設置して以来、町民の体育・スポーツの振興はもとより、町民の健康増進にも大きな役割を担ってきております。また、町民だけではなく町外からも利用があり、広域的に近隣住民の体育・スポーツの振興と健康増進にも効果を発揮されることが期待されている施設です。

(2) 休館日

月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日」という。）に当たる場合は、その翌日。

必要があると認めるときは変更することができます。

(3) 開館時間

午前10時から午後9時まで

開館時間には、その日の始業及び終業の作業に要する時間は含まれていません。

必要があると認めるときは変更することができます。

(4) 利用許可について

奈井江町体育館の設置及び管理に関する条例（平成16年条例第21号。以下「体育館設置条例」という。）（資料3）第5条に基づき、許可等を行ってください。

(5) 利用制限に関する事項

体育館設置条例第6条各号に定める場合には、利用許可をすることはできません。

(6) 利用料金について

ア 利用料金制度の採用

体育館においては、地方自治法第244条の2第8項に定める利用料金制度を採用します。

イ 利用料金の額

体育館設置条例別表に定める範囲内において、指定管理者が町長の承認を得て決定します。

ウ 利用料金の減免

奈井江町公の施設等の使用料減免条例（平成15年条例第19号）第3条及び同条例別表（資料4）の例により行ってください。

(7) 施設管理に伴う人員の確保及び資格について

施設の管理運営を行うため、次の要件を満たしてください。

ア 受付事務、清掃業務の職員等を配置すること。

イ 従事するすべての職員については、緊急時に対応するため「救急救命講習」を受講した証を有する職員等を配置すること。

- ウ 機械、衛生、電気設備関係については、維持管理及び点検業務等が伴うため、専門の知識を有する者を配置すること。ただし、専門業者に委託する場合を除く。
 - エ 施設の管理については、防火管理者の届出を必要とするため、その資格を有する者を配置すること。
 - オ 施設は、容量 8 キロリットルの重油タンクを備えるため、危険物取扱者の免状（丙種以上）を保有する者を配置すること。
 - カ 申込みの時点でエ及びオの資格を保有する職員等がない団体は、平成 24 年度中に資格を取得すること。
- (8) 奈井江町個人情報保護条例の適用について
 指定管理者には、奈井江町個人情報保護条例（平成 17 年条例第 9 号）第 40 条の規定により、施設の管理を行うに当たって保有する個人情報の取扱いに関して、本町と同等の責務（収集の制限、利用及び提供の制限、電子計算機処理の制限、電子計算機結合の制限等）が課せられるほか、後日本町と締結する協定において、本町から利用者に関する個人情報の開示の要求等があった場合には、これに応じなければならない義務が課せられます。
- (9) 奈井江町行政手続条例の適用について
 指定管理者は、奈井江町行政手続条例（平成 9 年条例第 4 号）第 2 条第 4 号の「行政庁」に該当するため、使用承認等は同条例の定めに従って行うこととなります。
- (10) 奈井江町公文書公開条例の適用について
 指定管理者には、奈井江町公文書公開条例（平成 9 年条例第 42 号）第 18 条の規定により、公文書公開の努力義務が課せられるほか、後日本町と締結する協定において、本町から管理業務に関する文書等の提出の要求があった場合には、これに応じなければならない義務が課せられます。

6 管理業務

- (1) 体育館の維持及び管理
 利用者が快適かつ安全に利用できるよう施設の修繕、設備の点検、清掃、案内、秩序維持管理、入場の制限等、衛生的環境の確保・事故防止、火災・盗難などの事故・事件の予防等施設の維持及び管理
- (2) 体育館の利用許可
 体育館設置条例第 5 条に基づく利用許可
- (3) 体育館の利用料金の収受及び利用状況の集計
- (4) テント等備品の貸出業務
- (5) 体育館アリーナ及びテニスコートのコートラインの保守管理
- (6) 体育館周辺及びテニスコート敷地内雑草の定期的な除去
- (7) 上記業務に付随する業務

7 指定期間

平成24年4月1日から平成29年3月31日までの5年間

8 添付資料

- (1) 施設の内容(資料1)
- (2) 体育館利用及び収入実績、体育館利用予定表(資料2)
- (3) 奈井江町体育館の設置及び管理に関する条例(平成16年条例第21号)
(資料3)
- (4) 利用料金の減免基準(奈井江町公の施設等の使用料減免条例(平成15年3月18日条例第19号)別表)(資料4)
- (5) 体育館に係る経費の項目(資料5)
- (6) 体育館委託業務仕様書(資料6)
 - ・飲料水貯水槽清掃仕様書
 - ・警備業務仕様書
 - ・体育機器検査仕様書
 - ・地下タンク漏えい検査等仕様書
 - ・ボイラー検査業務仕様書
 - ・外調機保守点検仕様書
 - ・空調自動制御機器検査業務仕様書
 - ・テニスコート防球ネット布設撤去業務仕様書
- (7) 奈井江町体育館の指定管理業務に関する協定書(案)(資料7)

9 選定基準

- (1) 利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。
- (2) 公の施設の効用を最大限に発揮するものであること。
- (3) 公の施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (4) 公の施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。
- (5) 地域における住民の声が反映される管理が行われること。

10 その他

- (1) 様式のダウンロードについて

この募集要項及び募集要項に係る様式及び資料は、町のホームページからダウンロードすることができます。また、町の条例規則についても、町のホームページ上から例規集データベースにおいて閲覧することができます。

ホームページアドレス：<http://www.town.naie.hokkaido.jp>

- (2) 申込者からの聴き取り調査について
必要に応じて、申込者から提出書類の内容について聴き取り調査を行います。詳細は後日ご連絡します。
- (3) 選定結果等の公表について
申込書類及び選定結果については、公表する場合があります。

11 申込書類の提出先

奈井江町役場 まちづくり課総務係

住所 〒079-0392 空知郡奈井江町本町10区

電話 0125-65 2111